



認定番号 2510-121001-57

認定合格証

支柱用親綱

EPP-15

(EPP-12

EPP-10

EPP-8

EPP-6)

上記の仮設機材は仮設機材認定規程第3条に基づく認定検査に合格したので
同規程第7条により本証を交付する
なお、認定の有効期間は認定日より1年とする

認定日 2025年10月31日

市川漁網製造株式会社 殿
(本社工場)

一般社団法人 仮設工業会

会長 豊澤 康男





試験番号 2510-121001-5701

発行日：2025年10月31日

認定試験成績書

一般社団法人 仮設工業会
会長 豊澤 康男



- 申請者 市川漁網製造株式会社
- 工場名 本社工場
- 種類、型式及び数量 支柱用親綱 EPP-15 8本
- 適用規格・基準 一般社団法人仮設工業会認定基準「親綱支柱・支柱用親綱・緊張器」
- 試験実施日 2025年10月9日
- 試験場所 東京試験所
- 試験結果

(1) 構造

認定基準「構造」に適合している。

(2) 強度等

認定基準「強度等」に適合している。

(2) - 1 支柱用親綱のフック及び親綱の引張強度試験

500kN 万能試験機 UH-F500kNI

供試体 No.		1	2	3	4	5
荷重11.5kN時の異常の有無		無	無	無	無	無
強度 [kN]		21.3	20.9	20.8	20.8	21.0
認定基準による値	異常の有無	破断、又はその機能を失う程度に変形、損傷等がなく、かつ 外れ止めの機能を維持すること				
	強度	14.0 kN 以上				

(2) - 2 支柱用親綱の強度試験

500kN 万能試験機 UH-F500kNI

供試体 No.		1	2	3	4	5
切断荷重 [kN]		45.7	44.6	44.2	44.8	43.8
認定基準による値		23.0 kN 以上				

(2) - 3 支柱用親綱の落下阻止性能試験

供試体 No.		6	7	8
重すい下端の垂下量が5.5m以下		可	可	可
認定基準による値		重すい下端の垂下量が支柱用親綱の 取付点から5.5m以下であること		

(3) 表示

認定基準「8表示」に適合している。

8 特記事項

特になし